

令和6年4月15日
生活文化政策部

(仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援条例骨子について

(付議の要旨)

(仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援条例の骨子を取りまとめたので決定する。

1. 主旨

(仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援条例について、条例制定に向けた考え方を踏まえ、骨子を取りまとめたので決定する。

2. これまでの経緯

令和5年 9月 5日 区民生活常任委員会報告(条例制定に向けた考え方について)
12月20日 第1回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会
6年 1月31日 第2回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会
3月14日 第3回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会

3. (仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援条例に向けた基本的考え方(令和5年9月区民生活常任委員会報告)

(1) 相談機能の強化

犯罪被害者等基本法(平成16年施行)に基づく国の考え方では、市区町村は、住民にとって最も身近な存在であり、かつ、各種保健医療・福祉制度の実施主体であり、まずは一次的な相談窓口として、犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対し、庁内関係部局の所管する各種支援制度の案内や申請補助など適切なコーディネートを行う、関係機関・団体に関する情報提供や橋渡しなどを行うことが望まれるとされていることから強化を図る。

(2) 支援体制の構築

区民に一番身近な区は、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、1日も早く安全にかつ安心な自分の生活に戻ることができるよう、多面的なコーディネートを行うとともに、責任をもって寄り添っていく体制を構築する。

(3) 支援のあり方

犯罪被害者等が元の生活を取り戻すため、生活の基盤となる経済的支援、住居に住めなくなった場合等の居住支援、日常の生活支援や精神的ケア等、必要な支援のあり方を検討する。

(4) 普及啓発

犯罪被害者等が置かれた状況に配慮した言葉かけや接し方、また、二次的被害（※）を発生させないよう、職員はもとより、区民や事業者などへ理解と支援の意識醸成を図るための普及啓発を行う。

※ 二次的被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に接する者による理解若しくは配慮に欠ける言動、SNS 等による誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉棄損などの被害。

(5) 条例を運用するにあたって

犯罪被害者等支援にあたっては、条例の理念・主旨を基に支援内容、人材確保、庁内連携体制、区民理解の促進などを明確にした運用方針を定めることにより実効性を担保する。

4. 犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会（第1～3回）での条例に関する主な意見

- 区の責務、区民の役割、事業者の役割についてそれぞれ明確にした方が良い。
- 区が実施する支援について、条例である程度読めるよう明記した方が良い。
- 相談窓口の設置について条例で担保することは良いが、相談員の専門性についても条例に入れた方が良い。
- 犯罪者にならない、犯罪被害者を生まないためにも学校における教育は重要である。
こういった部分が条例から読み取れるようにした方が良い。
- 国、東京都は「二次的被害」と表現しているが、当事者からしてみれば、「的」ではなく、「二次被害」そのものである。「二次被害」としてほしい。
- 区民に関わらず、区内で犯罪被害にあった場合の支援についても明記した方が良い。
- 当事者感情として、「平穏」という状態には、いつになっても戻らないので条例での表記は控えてほしい。
- 地域社会全体で犯罪被害者等への理解促進が深まるような条例にした方が良い。
- 「長期的な視点」で支援することを表現した方が良い。

5. (仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援条例骨子（案）及び運用方針（第1次）

別紙1 (仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援条例骨子（案）

別紙2 運用方針（第1次）

6. 今後の進め方

近年、都内の犯罪認知件数は減少傾向にあるが、インターネットを利用した詐欺や投資など金融関連の犯罪や、DVやストーカー関連の犯罪は増加傾向にあることから支援の対象とする犯罪類型、支援対象者の考え方、給付金等の額などの具体的な支援内容については、引き続き検討課題となっている。今後、犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会における運用方針の策定に向けた議論の中で検討していくとともに、支援にあたっ

ては、庁内関係所管の連携が必要なことから連携体制の構築も図っていく。

また、こうした検討を進めるうえで、男女共同参画・多文化共生推進審議会や当事者、支援団体からの意見も伺いながら条例の制定を目指す。

7. 今後のスケジュール（予定）

令和6年	5月	当事者、支援団体、支援者との意見交換 第4回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会
	6月	男女共同参画・多文化共生推進審議会報告 第5回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会
	8月	政策会議（条例素案、運用方針第2次）
	9月	区民生活常任委員会報告（条例素案、運用方針第2次） パブリックコメント
	10月	第6回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会
	11月	シンポジウム 第7回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会
	12月	政策会議（条例案、運用方針案）
令和7年	2月	区民生活常任委員会報告（条例案、運用方針案、区民意見結果）
	3月	第1回区議会定例会（条例案提案）
	4月	条例施行

(仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援条例 骨子 (案)

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下、「法」という。）の趣旨にのっとり、世田谷区（以下「区」という。）における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、区、区民等及び事業者の役割を明らかにし、犯罪被害者等の支援に係る施策を総合的に推進するとともに、犯罪被害者等の人権を尊重し、犯罪被害者等が被った不利益等の軽減及び回復を図り、誰もが犯罪被害者等に対して優しい地域社会を構築していくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により、害を被った者及びその家族又は遺族その他これらに準ずる者として区長が認める者。
- (3) 区民等 区内に居住し、通勤し、若しくは通学する者等をいう。
- (4) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (5) 二次被害 犯罪等行為による直接的な被害を受けた後に、インターネット等による誹謗中傷、取材攻勢や報道、周囲等からの好奇心目で見られることや心無い言動、偏見による差別等によって、犯罪被害者等の生活が脅かされる、または制限を受ける、心身に不調をきたす、尊厳を侵害される、経済的損失が生じる等の被害をいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいう。
- (7) 関係機関等 国、東京都、警察及び地方公共団体の機関、犯罪被害者等の支援に係る公共団体及び民間の団体その他関係する者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援を推進するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられるよう配慮して行われるものとする。
- (2) 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が置かれている状況、その他の事情に応じて、区、関係機関等、事業者、区民等が相互に連携・協力し、長期的な視点とともに、できる限り速やかに安全で安心できる生活を送るために必要な支援を途切れなく行われるものとする。
- (3) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活を害することのないよう、二次被害及び再被害の防止に配慮して行われるものとする。

（区の責務）

第4条 区は、犯罪被害者等の支援にあたっては、前条の基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえつつ、犯罪被害者等への支援が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等の支援に係る体制の整備に努めるとともに、犯罪被害者等の様々な状況を十分に理解し、寄り添って支援にあたるものとする。

（区民等の役割）

第5条 区民等は、第3条に規定する基本理念に則り、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、区の犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、第3条に規定する基本理念に則り、その事業活動を行うに際しては、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう努めるとともに、雇用関係にある犯罪被害者等に対しては、必要な支援を行い及び区の犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（犯罪被害者等相談窓口の設置）

第7条 区は、犯罪被害者等からの相談について責任をもって受けとめ、この条例に規定する支援を総合的に実施するため、相談窓口を設置するとともに、犯罪被害者等支援に関し、十分な知識や経験を有する者を配置する。

なお、犯罪被害者等からの相談については、警察への被害届の提出の有無に関わらず受け付けるものとする。

（人材の育成）

第8条 区は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等相談員及び支援に携わる職員を育成するための研修その他必要な措置を講ずるものとする。

（犯罪被害者等への支援）

第9条 区は、次の各号に掲げる事項について、関係機関等と連携し、犯罪被害者等支援に関する必要な支援策を講ずるものとする。

- （1）犯罪等に起因する相談に関する支援
- （2）経済的負担の軽減
- （3）日常生活や日常生活に付随する仕事や学業を継続することが困難となった者への支援
- （4）現在の住居に居住することが困難となった場合における支援

(5) その他区長が必要と認める支援

(関係機関等との連携協力)

第10条 区は、犯罪被害者等が必要な時に必要な支援を受けることができるよう、関係機関等との連携に努めなければならない。

(理解促進)

第11条 区は、基本理念を踏まえ、区民等や事業者の理解を深めるため、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて必要な施策を講ずるものとする。

(区内に住所を有しない犯罪被害者等への支援)

第12条 区は、区内に住所を有しない者が区内で発生した犯罪等により害を被った時は、第7条において設置する相談窓口を通じて、その者が住所を有する地方公共団体と連携・協力し、必要な情報の提供及び助言等の支援を行うものとする。

(運用方針の策定)

第13条 区長は、条例第7条から条例第11条に掲げる具体的な方策等について、運用方針を別に定める。

(個人情報の適切な管理)

第14条 区は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

世田谷区犯罪被害者等支援に係る運用方針 案（第1次）

1 運用方針について

条例第13条に基づき、犯罪被害者等支援に関する具体的な支援策の実施について定める。運用方針は、社会状況の変化や犯罪被害者等の声などを考慮し、必要に応じて見直すものとする。

2 支援の対象となる犯罪被害者等とは

犯罪被害者等相談窓口への相談は、犯罪（交通事故含む）の種類や警察署への被害届の有無に関わらず、犯罪による被害にあったと申し出た者を対象とする。（住民登録の有無を問わない。）

ただし、個別具体の支援を利用する場合においては、支援の対象となる要件（住民登録等）により限定される場合がある。

また、犯罪被害者の家族又は遺族については、戸籍上の親族関係がない者でも、家族又は親族と同様の状況にある場合は、家族又は遺族とみなす。

3 早期回復・生活再建に向けた支援策について（犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会で検討中）

（1）犯罪等に起因する相談に関する支援

- ① 弁護士相談費用の助成
- ② カウンセリング費用の助成

（2）経済的支援

- ① 遺族支援金
- ② 重傷病支援金
- ③ 遺族子育て支援金
- ④ 性犯罪被害支援金

（3）日常生活や日常生活に付随する仕事や学業を継続することが困難となった者への支援

- ① 家事等に関する支援
- ② 育児等に関する支援
- ③ 就労や修学に関する支援

（4）居住支援

- ① 転居費用助成
- ② 宿泊費用補助

（5）上記以外の支援

- ① 性犯罪被害者への支援策

4 普及啓発（犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会で検討中）

（１）さまざまな機会を活用した普及啓発

犯罪被害者等の置かれた状況、接し方（家族、配偶者・パートナー・恋人、友人、行政、医療機関等における接し方）などの内容について、さまざまな機会（地域の集まり、区民まつり、梅まつり等のイベントなど）を活用し、普及啓発する。

（２）さまざまな広報媒体を活用した普及啓発

H P、区のおしらせ、区政P Rコーナー、X（旧 Twitter）、デジタルサイネージ等を活用し、犯罪被害における理解と支援について普及啓発する。

（３）犯罪被害者週間での普及啓発

犯罪被害者週間にちなみ、犯罪被害における理解と支援について普及啓発する。

（４）学校や教育活動を通じた普及啓発

「（仮称）二次被害を防ぐためのリーフレット」（小学生版・中学生版）を作成し、学校関係者、保護者、生徒等へ配布し、犯罪被害者等への理解と支援の必要性のほか二次被害の防止等について普及啓発を行う。

（５）事業者向け普及啓発

犯罪被害者等への理解と支援の必要性のほか、雇用の安定や職場等における二次被害の防止のためのリーフレット等を作成し、普及啓発を行う。

5 犯罪被害者等相談員の人材確保・育成（犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会で検討中）

条例第8条に基づき、犯罪被害者等支援相談員に求められる要件、人材確保・育成について定める。

（１）犯罪被害者等支援相談員に求められる要件と人材確保

犯罪被害者等支援はそれぞれの状況を踏まえて、被害者のためにできることを整理し、理解する必要がある。相談を丁寧に聴き取り、気持ちを汲み取り、求められている支援を的確に把握できるスキルがある者を配置する。また、警察署や他の支援機関や病院などで代弁でき、相談者に寄り添うことのできる人材が望ましい。

人材確保にあたっては、犯罪被害者等支援に関わった者、各種相談業務に関わった者を基本とし、極力、福祉分野に精通している者で、犯罪被害者等支援相談員としての相応を担保する。

（２）育成

以下の研修等を積極的に活用し、人材の育成を図る。

① 東京都が実施している研修

犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性、二次被害が生じることのないよう十分配慮した対応等を学ぶ。

② 東京都総合相談窓口への相談員の研修派遣

東京都総合相談窓口（被害者支援都民センター）で一定期間受講し、犯罪被害者等支援の事例研究や裁判所等への同行など現場体験を通じた必要な知識、ノウハウを

習得する。

③ 全国研修会

公益社団法人全国被害者支援ネットワークが主催する研修に参加し、犯罪被害者等支援への社会福祉的知識の活用、グリーフケア、被害にあった子どもたちへの支援、保護者への支援、司法面接の視点を踏まえた支援等を習得する。

6 庁内連携及び関係支援機関との連携（犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会で検討中）

犯罪被害にあった者の生活は多種多様であり、支援も多岐に渡るため、単独所管（機関）での支援では限界があり、庁内関係部署、関係支援機関との連携・協働は不可欠なため、連携・協働強化を図る。

（１）犯罪被害者等支援マニュアルの作成

犯罪被害者等支援マニュアルを作成し、庁内関係所管へ配布し、職員の意識向上を図る。

（２）情報共有

関係所管で構成する庁内連絡会を活用し、犯罪被害者等支援についての理解を深めるとともに、支援にあたっての情報共有を図る。

（３）事例検討会の実施

犯罪の種類や被害者の置かれた状況は多種多様であり、区民の生活に関わる各所管の視点から犯罪被害者等への支援に関する事例について検討し、犯罪により被害を受けた者及びその家族又は遺族に対する支援の質の向上を図るため、関係所管で事例検討会を行う。

（４）関係支援機関との連携強化

犯罪被害者等相談員が中心となり、関係支援機関（区内警察署、民間支援機関等）の支援者に対し、相談事例等を基に、双方のスキルアップや連携体制強化を目的とした情報共有や事例研究、研修会等を実施する。

7 （仮称）運用審査委員会の設置

犯罪被害者等への支援等について、今後、支援の対象となる犯罪被害の範囲や複雑なケースなどの支援のあり方について審査等を行う、（仮称）運用審査委員会を設置する。